

「ぎふ信長楽市」ロゴマーク募集要項

公募趣旨

織田信長公は、1567年から1576年までの足掛け10年、岐阜を本拠地として天下平定を目指し、さらには“井口”と呼ばれていた地名を“岐阜”に改めた人物です。また、楽市楽座、おもてなし（鶺鴒の保護・活用）など、現在の岐阜市の礎を築いた歴史上の人物でもあります。

来年2017年は、織田信長公が岐阜に入城し、450年という節目の年を迎え、さまざまな周年記念事業の実施を通じ「信長公ゆかりのまち岐阜市」としてのブランド化を図ることを目的に、岐阜市では、信長公450プロジェクトを進めております。

そのような中、岐阜市には数多くの商店街が存在し、市内各地で多くの楽市イベントも開催されていることから、これらに一体感を持って「ぎふ信長楽市」としてブランド発信するため、そのツールとしてのシンボルマークを募集します。

応募資格

どなたでもご応募できます。

募集期間

平成28年7月15日（金）から平成28年8月15日（月）まで

募集内容

ロゴマーク公募の趣旨にご理解いただける方。

「ぎふ信長楽市」のネーミングを入れたロゴマークをお願いします。

「ぎふ信長楽市」のネーミングをロゴマーク化する作品でも結構です。

注意事項

- (1) 同一人による応募作品は3作品以内とし、登録商標に抵触しない、自作で未発表のものとしします。
- (2) 応募は、A4サイズの白紙用紙1枚に作品1点の記載とします。
- (3) 作品の上下がわかるよう、上部の余白中央に「上」と記載するものとしします。
- (4) 色彩・技法は問いませんが、単色（モノクロ含む）での使用も想定するものとしします。
- (5) 拡大・縮小しても見やすくわかりやすいものとしします。

応募方法

応募作品の裏面に 1) 応募作品の意図またはアピールポイント（概ね100字以内） 2) 郵便番号 3) 住所 4) 氏名（ふりがな） 5) 電話番号 6) 年齢 7) 性別 8) 職業をご記入の上、郵送（作品の折り曲げ厳禁）または持参いずれかの方法でご応募ください。電子データの作品はプリントアウトの上、ご応募ください。（持参の場合は、9時から17時まで）

応募先

〒500-8828 岐阜市若宮町9-16 トーカイビル3F

（株）電通名鉄コミュニケーションズ内

岐阜市信長公450プロジェクト実行委員会 ギふ信長楽市ロゴマーク公募事務局

結果について

(1) 決定方法

ロゴマークは応募作品の中から、または応募作品を参考に決定します。

※採用作品については、決定後に採用者へ直接通知するとともに、岐阜市信長公 450 プロジェクトのホームページ等にてお知らせします。賞の決定は11月ごろの予定です。

(2) 賞

- ・最優秀賞 1点（採用作品） 副賞 図書カード10万円分
- ・優秀賞 3点 副賞 図書カード1万円分

その他

- (1) 応募作品は返却しません。
- (2) 応募者の個人情報、作品の審査・発表以外の目的には使用しません。ただし、採用作品については氏名、居住地、職業及び作品の説明を公表させていただく場合があります。
- (3) 採用作品は、当該事業のPRグッズや各種印刷物等で幅広く使用しますことをご了承ください。
- (4) 応募に関する作品の製作費、送付費用等の諸費用については応募者でご負担ください。作品の未発着、破損等、送付途中でのトラブルについて、岐阜市信長公 450 プロジェクト実行委員会（以下、450 実行委という）では一切の責任を負いません。
- (5) 応募者に問合せをする場合があります。
- (6) 採用決定後、すでに発表されている作品と同一または酷似していることが発覚した場合や第三者の権利を侵害していることが発覚した場合は、採用を取り消し、副賞の返還を求めます。また、第三者への権利侵害等の問題が発生した場合は、その責任及び解決は応募者に帰属するものとし、450 実行委が損害を被った場合は、損害を賠償していただきます。
- (7) 採用作品の著作権（著作権法（昭和45年法律第48号）第27条及び第28条に規定する一切の権利）を450 実行委に移転するものとし、商標・意匠を出願・登録する権利、著作権及び使用权、その他一切の権利は450 実行委に帰属し、450 実行委が採用作品を独占的に利用できるものとし、
- (8) 採用作品を実際に使用するにあたり、補作・修正・翻案する場合があります。そのため、採用者は著作者人格権を行使しないものとし、
- (9) 採用作品が、電子データで作成されている場合、後日電子データの提供を依頼することがあります。
- (10) 応募作品の採用可否についてのお問い合わせには一切お答えできません。
- (11) 記載事項以外について取り決める必要が生じた場合、450 実行委の判断により決定します。
- (12) 応募者は応募事業の紹介や記録のために、主催者が応募作品を利用することを認めることとします。

お問い合わせ先

岐阜市信長公 450 プロジェクト実行委員会事務局（岐阜市企画部信長公 450 プロジェクト推進課内）

〒500-8701 岐阜市今沢町18番地

TEL : 058-213-0450（直通） FAX : 058-264-1719